

[事案 2022-73] 特約更新等請求

・令和5年2月28日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、定期保険特約の更新等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年3月に契約した定期保険特約付終身保険について、平成18年3月、令和2年3月に定期保険特約（本特約）を更新し、令和4年2月に主契約の保険料払込期間満了を迎え、本特約の保険期間が満了（55歳）となったが、以下等の理由により、55歳以降も更新によって本特約の保障を継続してほしい。それが認められない場合は、本特約の更新と同等の保険契約を新たに締結してほしい。

- (1) 契約時および更新時に、募集人から、55歳以降は本特約が更新できないことの説明を受けていない。
- (2) 平成18年の更新の際、別の募集人からも、55歳以降に本特約が更新できないことの説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書を用いて、本特約が保険料払込満了までしか更新できないことを説明している。
- (2) 設計書等には、保障内容が図示されており、本特約の保障が保険料払込満了までしか継続されないことは明らかである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および更新時の状況等を把握するため、申立人および募集人2名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。